

## 新規開設予定の認可保育所における利用定員について

認可保育所の利用定員を定める際には、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされているため、下記の新規開設予定の施設における利用定員について、子ども・子育て会議の意見を聴取する。

なお、利用定員については、子ども・子育て支援事業計画中間の見直しの確保方策を踏まえたものである。

## 記

## 新規開設園

No.	施設名(仮称)	定員(人)								法人名
	所在地	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	開設予定
1	さくらさくみらい 弥生町	2号				15	9	8	32	株式会社 さくらさくみらい
		3号	6	10	12				28	
	弥生町一丁目 43番(以下未定)	合計	6	10	12	15	9	8	60	2021年4月

※さくらさくみらい 弥生町は、2022年4月に4歳を15人、5歳を9人の合計67人、2023年4月に5歳を15人の合計73名とする予定。